



みやぎ県民センター ニュースレター

6月23日、「仙台市住みよい復興公営住宅を考える会」の総会が開催されました。コミュニティを守るため粘り強い取組が進められています。

101号
2025年9月25日

発行：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305 TEL022-399-6907 fax022-399-6925
http://www.miyagikenmin-fukkoushien.com/ E-mail: miyagi.kenmincenter@gmail.com

- 1～4P 災害公営住宅入居者調査まとまる。
- 5～6p 沿岸市町独自義援金 71億円
- 7～8p 改正災害対策基本法 施行
- 9P 「住民・地域主権の復興まちづくりへ」 発売中

災害公営住宅入居者調査まとめる 一般入居世帯 25%に迫る

宮城県は7月31日、県内災害公営住宅の2024年度入居状況を公表しました。各地町村別の一覧は2ページをご参照ください。

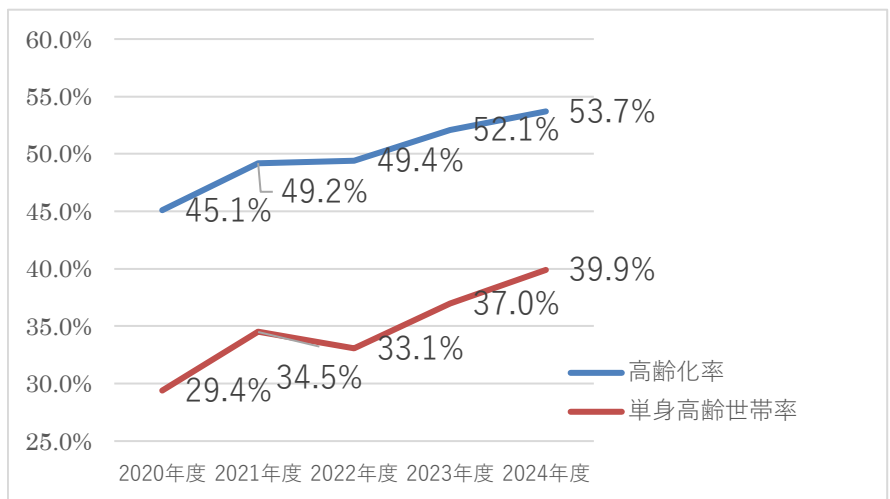
今回の調査状況で特徴的なことは、被災していない「一般入居戸数」の入居率が24%となっていることです。県民センターが集計分析を始めた2020年度は9.7%でしたが、毎年度その割合が増加しています。つまり当初は災害公営住宅入居者は被災者だけでしたが、今は一般公営住宅の入居基準に基づく入居者が増え、被災者世帯と一般入居世帯と二つの層が混住する状態となっています。

入居者の高齢化は年々進み、高齢化率は53.7%となり昨年度から1.6ポイント増、20年度から8.6ポイント増となっています（図1参照）。県全体の高齢化率の29.7%の1.8倍となっています。65歳以上の単身高齢世帯率も39.9%と、災害公営住宅の高齢化率は毎年増加を続けています。

福島仮設、27年3月末まで

福島県は、7月、大熊、双葉両町の前発避難者向け仮設住宅517戸（今年4月1日時点）について、来年3月末まで特定延長すると発表しました。大半は民間住宅を借上げたみなし仮設ですが、福島県内の3戸（3人入居）はプレハブ仮設です。震災から15年になろうとしているのに、仮設、特にプレハブ仮設がいまだ残っている事態は異常です。宮城は20年末、岩手は21年3月に解消されました。

図1 災害公営住宅入居者 高齢化率・単身高齢世帯率



空き室は1,187戸と昨年度から145戸増加しています。空き室を巡っては、今年3月にNHKテレビが「隠れ空家」問題を放送しました。この問題は災害公営住宅で一人暮らしで亡くなり、その家財が放置され、相続人を探している間は処分できず、居住者はいないのに空家にできない、という問題です。NHKの調査では自治体は相続人を探すのですが、見つからずケースによっては7年間放置という事例もあり、25年3月時点で県内では72戸の隠れ空家があるといっています。

こうした実態について、メディアでは「高齢化や孤立化が進んで見守りや生活相談のニーズが高まっている（NHK25.6.23）」、「一般入居者を巻き込んでコミュニティを作っていくことがカギ（24.7.13 朝日新聞）」等の指摘をしています。また、宮城県は国の復興推進委員会で以下のように報告しています。「災害公営住宅入居者の高齢化率・独居立の増加（について）、見守りや生活・健康相談など、高齢者等の孤立防止に向けた取組の重要性は高まる一方、国の復興事業終了後の支援体制について検討が必要」。そして「各自治体の現状を個別丁寧に把握しながら一般施策へのスムーズな移行を図るための支援が必要」と強調しています。（第 47 回復興推進委員会 25.6.13）。誠に的確な認識です。しかし、実際に手立てはとられているのでしょうか。



災害公営住宅（多層階タイプ）



災害公営住宅（戸建タイプ）

いずれも東松島市あおい団地

宮城県内市町村における災害公営住宅の状況																
2025年3月31日時点（宮城県住宅課）				東日本大震災復興・復興支援みやぎ県民センター												
市区町村	公営住宅 管理戸数 (A)	一般公営 住宅 (B)	管理戸数 (C)	災害公営住宅												
				入居戸数状況					入居被災者状況							
				戸数 (D)	入居率	被災者 入居戸数 (E)	一般 入居戸数	一般 入居率	実入居 者数 (F)	高齢者（65歳以上）			単身高齢世帯（65歳以上）			
										高齢化率	各市町全体 高齢化率		単身高齢 世帯率	各市町全体 単身高齢化率		
仙台市	11,765	8,588	3,177	2,963	93.3%	2,229	734	24.8%	3,836	2,001	52.2%	25.4%	796	35.7%	31.0%	
石巻市	5,450	1,014	4,436	4,030	90.8%	3,230	800	19.9%	5,251	2,843	54.1%	35.4%	1,301	40.3%	26.2%	
塩竈市	925	535	390	379	97.2%	254	125	33.0%	414	241	58.2%	34.8%	104	40.9%	26.4%	
気仙沼市	2,481	399	2,082	1,920	92.2%	1,445	475	24.7%	2,331	1,270	54.5%	41.3%	697	48.2%	24.7%	
名取市	878	223	655	638	97.4%	475	163	25.5%	820	448	54.6%	24.5%	174	36.6%	19.5%	
多賀城市	809	277	532	492	92.5%	360	132	26.8%	596	322	54.0%	26.1%	153	42.5%	26.3%	
岩沼市	466	256	210	199	94.8%	152	47	23.6%	297	135	45.5%	28.1%	43	28.3%	20.4%	
登米市	810	726	84	80	95.2%	62	18	22.5%	105	59	56.2%	38.3%	30	48.4%	13.0%	
栗原市	732	717	15	14	93.3%	7	7	50.0%	11	10	90.9%	43.2%	3	42.9%	18.0%	
東松島市	1,408	307	1,101	1,060	96.3%	803	257	24.2%	1,494	669	44.8%	31.5%	278	34.6%	23.2%	
大崎市	1,706	1,530	170	158	92.9%	101	57	36.1%	175	98	56.0%	32.6%	35	34.7%	21.2%	
亶理町	676	203	473	413	87.3%	273	140	33.9%	439	273	62.2%	33.7%	131	48.0%	18.9%	
山元町	626	136	490	469	95.7%	350	119	25.4%	548	309	56.4%	42.3%	143	40.9%	20.7%	
松島町	208	156	52	51	98.1%	42	9	17.6%	70	17	24.3%	40.5%	6	14.3%	22.1%	
七ヶ浜町	212	0	212	197	92.9%	130	67	34.0%	207	134	64.7%	34.5%	57	43.8%	15.6%	
利府町	148	123	25	22	88.0%	17	5	22.7%	27	15	55.6%	26.7%	5	29.4%	16.6%	
大郷町	104	92	3	3	100.0%	3	0	0.0%	5	2	40.0%	40.4%	1	33.3%	20.4%	
涌谷町	292	244	48	47	97.9%	34	13	27.7%	71	34	47.9%	40.9%	10	29.4%	20.8%	
美里町	330	290	40	40	100.0%	16	24	60.0%	31	13	41.9%	37.6%	5	31.3%	19.0%	
女川町	944	107	837	735	87.8%	588	147	20.0%	993	588	59.2%	39.7%	232	39.5%	27.3%	
南三陸町	812	74	738	673	91.2%	519	154	22.9%	857	488	56.9%	40.6%	219	42.2%	14.9%	
合 計	31,782	15,997	15,770	14,583	92.5%	11,090	3,493	24.0%	18,578	9,969	53.7%	29.7%	4,423	39.9%	24.7%	
				*合計は宮城県計												
*2025年3月31日現在数値。県住宅課まとの入居率、高齢化率等は2025年3月31日現在の県データ																
*各市町村高齢化率・単身高齢化率は県民センター加算																

災害公営住宅のこうした現状について、今年 3 月には河北新報が「鉄の扉 災害公営住宅居の今」特集、6 月に朝日新聞が「老いる災害公営住宅」特集、6 月に NHK が「災害公営住宅入居者状況」を報道しました。いずれも高齢化や一人暮らしの増加に伴うリスクに対し、有効に対応しきれていない現状を報道しています。そして被災者孤立対策の交付金が今年度限りで終了することに伴い、見守り需要が減っていないにも関わらず、少なくない自治体で事業を縮小する動きになっているジレンマについても問題提起しています。

災害公営住宅の見守り活動は国の「被災者支援総合交付金」を活用して行われています。自治体ごとの支援員、相談員の配置状況は下表のとおりです。

表 1 県内被災自治体の支援員、相談員配置数 単位：人

年度 自治体	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	来年度以降
仙台市	7	7	7	7	終了			
石巻市	34	34	30	28	28	13	13	継続検討中
塩竈市	9	8	6	5	5	5	5	継続検討中
気仙沼市	22	16	20	20	19	18	15	継続検討中
名取市	27	18	12	9	9	6	6	継続検討中
岩沼市	5	5	2	2	2	終了		
東松島市	14	13	12	4	4	4	4	終了
七ヶ浜町	7	6	6	5	4	4	4	検討中
南三陸町	15	15	10	10	9	9	5	継続検討中

出所：朝日新聞 25.6.30

能登半島地震

みなし福祉避難所、転居高齢者の 1 割死亡

能登半島地震で石川県の高齢者施設などから、県内外の「みなし福祉避難所」に移った 2131 人の内 255 人（12%）が亡くなっていたことが 6 月に県の集計でわかりました。詳しい死因は確認できていないといいますが、環境変化のストレスが影響した可能性は「排除できない」といいます。自治体が定める福祉避難所が被災するなどして受入先が不足したため、特別養護老人ホームなどをみなし福祉避難所として指定しました。

（25.6.16 日経新聞）

神戸市の災害公営住宅見守り支援

災害公営住宅における見守りをどう考えるべきなのか、阪神・淡路大震災での事例を踏まえて考えてみましょう。

1995 年に発災した阪神淡路大震災で大きな被害を受けた神戸市では、発災 2 年後の 97 年 5 月に単身高齢世帯概ね 100 世帯に 1 人の「高齢世帯支援員」を派遣する制度の運用を始めました。98 年から 50 世帯に増員しています。この制度は、地域見守り活動の直接的な支援を行い、生活相談、巡回による安否確認、緊急時の対応を行うとともに、復興住宅等のコミュニティづくり等の支援を行いました。同年 7 月には各区社協に「地域福祉活動コーディネイター」を配置し「復興住宅等の要援護者の把握と地域見守り体制の連絡調整、テレフォンサポート、復興住宅でのコミュニティづくり等の地域見守りのコーディネイター役として大きな役割を果たした¹」と

i 「超・高齢社会先取地“こうべ”の地域見守り活動」（神戸市保健福祉局：2008 年）

そして発災から 11 年後、復興住宅に「高齢世帯生活援助員（SCS）」が常駐する「自立支援拠点」を順次開設していきます。これは巡回型から常駐型の見守り制度で「高齢者自立支援ひろば事業」として展開されました。対象は 196 団地 2400 人が対象となりました。自立支援拠点は「あんしんすこやかルーム」と呼ばれました。この事業は兵庫県の復興基金事業として行われ、16 年には 7 市 166 団地で巡回や交流イベントが開催されましたが、発災から 22 年後の 17 年には、基金の枯渇に伴い、7 市が事業を終了し、神戸市も 20 年度に事業を終了しました。

表 2 神戸市「高齢者自立支援ひろば事業」の概要

機能	主な事業内容
見守り	ひろばを置く復興住宅の常駐型見守り 近隣復興住宅の巡回型見守り 高齢者からの相談に対する対応
健康づくり	ミニディサービス、会食サービスなど 趣味の講座など生きがいづくり事業
コミュニティ支援	入居者間、入居者と地域の交流事業 コミュニティづくりのサポート
支援者のプラットフォーム ホームの場	高齢者や支援事業に関わる情報発信 情報紙発行など高齢者への情報発信

出所：神戸新聞 2006.10.22)

しかし、仙台では

神戸市は発災から 25 年間、復興住宅での高齢者見守り等を続けたのです。しかし仙台市は発災から 12 年後に災害公営住宅の高齢者等の見守り支援を担ってきた社協の「地域支えあいセンター」を廃止し、生活支援相談員の見守り活動を打ち切りました。

災害公営住宅は、災害時により大きな負担に直面する、いわゆる災害弱者と呼ばれる高齢者や障がい者の方々に優先的に入居してもらう「優先入居枠」の運用が東日本大震災でも行われました。そのことにより人工的に高齢化率の高い町が形成されることは当初から予想されていたことでした。また災害公営住宅に入居された被災者は長年戸建住宅に住んでいた方も少なくなく、元の住居→避難所→仮設住宅と、短期間で周囲の環境変化を経験し、災害公営住宅ではさらに近隣関係が脆弱な状況にならざるを得ないことも、明らかになっていました。現在も高齢者見守りの取組みの重要性は何も小さくなっていません。むしろこれからが重要です。被災者支援総合交付金は今年度で打ち切らず、神戸市の例から見ても少なくともあと 5 年は継続する必要があります。国が財政支援をしない場合でも、宮城県や各自治体は支援財源を捻出して、見守り支援を継続すべきです。

神戸市がその後、様々な手法で見守り活動を実践するようになった大きな分岐点は、阪神・淡路大震災の経験だったとされています。震災の教訓を平時に活かしたのです。この例からも災害公営住宅での見守り活動は、必ずこれからの高齢化社会における見守り活動の先取りとして、教訓を残すことに繋がります。今、支援体制を崩すべきではありません。

東日本大震災 義援金 沿岸被災 15 市町独自分 71 億円

東日本大震災では被災者向けに国内外から総額 2173 億円の義援金が寄せられました。その配分はすでに 2022 年 3 月に終了しています。死亡・行方不明者には 124 万円/人、全壊の住家被害には最大 155 万円が贈られました。（表 1.参照）

表 1.東日本大震災における宮城・岩手両県の義援金配分基準			
配分対象		宮城県	岩手県
人的被害（1人当たり）	死亡・行方不明者	124万円	183万円
	災害障害見舞金対象者	29万円	-
住家被害（1世帯当たり）	全壊	115万円	183万円
	大規模半壊	85万円	-
	半壊（大規模半壊除く）	54万円	113万円
津波浸水区域における住家被害（1世帯当たり）*上記「住家被害」に加算	全壊	40万円	-
	大規模半壊	25万円	-
	半壊（大規模半壊除く）	15万円	-
	仮設住宅未利用世帯（加算）	10万円	-
震災孤児（1人当たり）		50万円	-
母子・父子世帯（1世帯当たり）		36万円	-
高齢者施設・障害者施設入所者（1人当たり）		26万円	
半壊以上の被害を受けた社会福祉施設等の入所者1人あたり 全壊			117万円
半壊以上の被害を受けた社会福祉施設等の入所者2人あたり 半壊			59万円
（千円未満切り捨て）			

東日本大震災の場合、義援金が寄せられたルートは①日本赤十字社、中央共同募金会、NHK、NHK厚生文化事業団等で受け付けもの ②被災地の都道府県に寄せられたもの ③被災市町に寄せられたものの3つありました。①のルートの義援金は、厚労省が事務局を担う「義援金配分割合決定委員会」で標準的な基準を決め、都道府県に配分されます。②は宮城県では「災害義援金配分委員会」で①に②を足して、配分対象や額を決めて被災市町村に配分します。③も同様に市町村ごとに委員会を設けて配分されます。表 1.の岩手県の宮城県の配分基準が異なっているように都道府県ごとに基準は異なります。被災者生活再建支援金は最大で 300 万円しか支給されませんから、義援金は住宅再建上、大きな役割を果たしました。この義援金総額は被災者生活再建支援金（宮城県内分）2189 億円や「地震保険の支払額 5600 億円の 4 割」（朝日新聞 2022.2.16）にもなります。これ以外に、沿岸被災市町に直接寄せられた総額 71 億円の義援金もありました（表 2.）。各市町独自分は表 1.の配分額にプラスして被災者に配分されました。例えば気仙沼市であれ住家被害全壊（津波浸水区域）には最大 7 万円が上乗せされました。

実際の配分は、義援金がいつ、どこまで増えるかわかりませんから、一定の次期を区切って配分されます。東日本大震災の石巻市の場合、14回にわたり配分されました。最後の配分は、「死亡・行方不明者」分2961円でした。どの時点で、どの人（被害者）に配分するか判断が難しく、各自治体では公平性に最大配慮して、配分終了まで時間がかかっているのが実情です。気仙沼市では2022年3月が配分終了日でした。

災害規模と義援金規模と今後の課題

表3はこの間の主な災害での義援金額をまとめたものです。一般に「義援金総額」は集まった金額を被災世帯数で割ることで1世帯あたりの配分額を算出しています。表で明らかなように、雲仙・普賢岳噴火災害では3314万円だったものが、阪神・淡路大震災では40万円と大きな差があり、災害規模と義援金規模の関係で大きな格差があることが分かります。ですから被災者の生活再建支援に義援金にだけ依拠することはリスクが大きすぎます。被災者の生活再建支援の基本は現行最大300万円までの被災者生活再建支援金の大幅な増額（最低でも600万円）したうえで、赤十字社・中央共同募金会等のルートと都道府県ルートで寄せられた義援金を従来通り配分し、被災者生活再建支援金に上乗せする。そして市町村へ寄せられたものは、少額を何度にもわたって配分するのではなく、市町村独自の被災者支援事業に充当することを検討すべきでしょう。東日本大震災では、利府町が寄附金として町の復旧・復興事業に充当し、そのように活用しました。その際、用途の全面公開は必須です。特に国の被災者支援メニューにはないソフト事業への充当が期待されます。そもそも義援金をどう被災者支援のなかで活用すべきなのか、予め議論を深めておくことも必要です

表2.沿岸市町に独自によせられた義援金

	受付義援金	
仙台市	1,104	百万円
石巻市	1,334	百万円
塩竈市	231	百万円
気仙沼市	890	百万円
名取市	605	百万円
多賀城市	195	百万円
岩沼市	156	百万円
東松島市	399	百万円
亘理町	142	百万円
山元町	175	百万円
松島町	55	百万円
七ヶ浜町	125	百万円
利府町 ^{注1}	82	百万円
女川町	795	百万円
南三陸町	883	百万円
計	7,171	百万円

調査方法：各自治体公表データと県民センター聞き取りにより作成

注1：利府町は義援金ではなく、寄附金。町の復旧・復興事業に活用した。

表3.主な災害での義援金額（1世帯当り）

	雲仙・普賢 岳噴火災害	北海道南西 沖地震	阪神・淡路 大震災	新潟県中越 地震	能登半島 地震	新潟中越沖 地震
発災年月	1990年11月	1993年7月	1995年1月	2004年10月	2007年3月	2007年7月
全半壊（焼）	706棟（世帯）	1032世帯	46万357世帯	1万7227世帯	2426世帯	7041世帯
義援金総額	約234億円	約256億円	約1793億円	約372億円	約32億円	約89億円
1世帯あたり	約3314万円	約2418万円	約40万円	約216万円	約132万円	約126万円

出所：東日本大震災・宮城県以外は「1.17は忘れない 伝える一阪神淡路大震災20年の教訓」改定版兵庫県 2015年

注：宮城・岩手両県の全半壊数値は棟数（2014年3月9日消防庁163報） 義援金額は2021年11月22日時点 宮城県発表数

改正災害対策基本法 施行

「福祉」 応急救助に追加

災害対策基本法は、1959 年の伊勢湾台風をきっかけに 1961 年に制定されました。我が国の災害対策の基本となる法律です。大規模な災害が発生するたびにその教訓を踏まえて改正が行われており、近年も複数の改正が実施されています。2024 年の能登半島地震を契機とした 2025 年の改正が 7 月 1 日に施行されました。

2025 年の主な改正内容

2024 年の能登半島地震の教訓を踏まえ、災害対策の強化と被災者支援の拡充を目的として改正されました。ポイントは 6 点です。

- (1) 「場所の支援」から「人の支援」へ：これまでの避難所を中心とした支援から、自宅避難者や車中泊避難者など個々の被災者に寄り添う支援へと転換を図ります。
- (2) 防災監の新設：内閣府に次官級の「防災監」を新設し、災害対応における国と自治体の司令塔機能と調整能力を強化します。
- (3) 福祉サービスの提供：災害救助法に「福祉サービスの提供」が追加され、被災者の状況に応じたきめ細かな福祉支援が可能になります。これが今回改正の最大の目玉です。
- (4) 被災者援護協力団体の登録制度：NPO やボランティア団体などを「被災者援護協力団体」として国が登録する制度を創設し、自治体が連携を円滑に行えるようにします。
- (5) 物資備蓄状況の公表義務化：自治体に対し、保存食や簡易トイレなどの災害用物資の備蓄状況を年 1 回公表することを義務付けます。
- (6) 水道復旧の権限強化：災害時に水道事業者が復旧のため私有地に立ち入って作業できる権限を明確化します。

今回の法改正の最大の眼目は、今まで避難所中心だった被災者支援の在り方を、避難所以外に避難せざるを得ない被災者一人ひとりの支援への転換を目指すものということです。様々な事情で避難所に行けずに自宅にとどまらざるを得ない高齢者や障がい者への支援に救助の範囲を拡げました。また、これらの被災者への訪問活動等を国費で実施できることになりました。さらに「被災者援護協力団体」に登録すれば、訪問支援に必要な被災者の個人情報から自治体から提供を受けることもできるようになります。

従来、壁とされてきた「財源」と「個人情報」の二つが改善され、被災者支援の初動におけるネックの解消が進むことが期待されます。

DWAT

Disaster-Welfare-Assistance Team の略。大規模災害時に避難所で高齢者や障害のある方、子どもなどの「要配慮者」を支援する福祉専門職で構成されたチーム

法改正に合わせて、厚生労働省は社会福祉士や介護支援専門員、保育士などからなる災害派遣福祉チーム「DWAT」の運用指針を見直し、活動範囲を避難所以外に広げ、福祉の専門チームが車中泊者や在宅の要援護者の見守りに回る仕組みを整えました。

骨格はできたが肉付けはこれから

しかし 発災時に被災自治体以外の都道府県から派遣される「DWAT」の活動は、たとえば DMAT（医療チーム）が 1 クール 48～72 時間となっているように、期間が限定されています。その継続的な連携体制をどうつくるのか、アウトリーチの内容をどうするのか、複雑な事情を抱えている被災者の情報をどう把握し、どう継続的支援につないでいくのか、等々これからの課題が満載です。まさに肉付けはこれからということです。しかし、大規模な災害のたびに繰り返される災害関連死を防ぐために、今回の改正は重要な意味を持っていることに変わりはありません。

様々な問題点を抱えながらも災害対策や災害救助の法律は改善されています。今回の改正も東日本大震災以来、東北の被災地で災害弱者を支えてきた支援団体や福祉・法曹関係者が要望を繰り返してきたことが反映されています。河北新報は 8 月 14 日付けの社説で次のように主張しています。

「これを機に被災者のための、血の通った災害法制としたい。今後予想される大規模災害に備え、官民が連携し、平時から実効性のある支援体制を再構築する必要がある。」

誰も支援の網から取りこぼさないための体制強化を求めていきましょう。

7.31カムチャッカ津波避難状況

	避難指示 対象者(人)	最大避難 人数 (人)	避難率 (%)
気仙沼市		1,566	
南三陸町	11,308	515	4.6
石巻市		2,526	
女川町		718	
東松島市		1,801	
松島町	10,121	590	5.8
利府町	349	36	10.3
七ヶ浜町	2,190	742	33.9
塩竈市	51,371	1,453	2.8
多賀城市	22,000	1,277	5.8
仙台市	2,462	1,450	58.9
名取市	10,200	1,167	11.4
岩沼市		200	
亘理町	4,848	418	6.6
山元町	1,843	660	35.8

注：一部市町の人数は概数

出所：河北新報 25.8.1

7.30 カムチャッカ津波避難の検証を

7 月 31 日に発生したカムチャッカ半島付近を震源とする巨大地震で、気象庁は国内広範囲に津波警報を出しました。これに伴い、県内沿岸市町でも約 1 万 5 千人が避難所等に避難しました（左表参照）。避難率が一桁台の市町が多いことが分かります。

2021 年の災害対策基本法の改正により災害時に大きな被害を受けるおそれのある、高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」について、市町村が「個別避難計画」を作成することが努力義務とされました。しかし、宮城県では作成が遅れており、要支援者 7 万人強のうち、計画策定済みの人は 7967 人とどまり、策定率は東北で最低の 11.1%で全国平均（14.0%）も下回ります。策定済みの市町でも「避難支援者や避難経路が記入されていない」など計画内容自体の不備も少なくないようです。今後の計画づくりに役立てていくために、今回の津波避難で各市町で「個別避難計画」がどう実行されたのかを検証することが必要です。

■みやぎ震災研ブックレット No.1

住民・地域主権の 復興まちづくりへ



仙台市宮城野区の仮設住宅から移設した
同区新浜の「みんなの家」

～東日本大震災の惨事便乗型復興批判
／宮城県を中心に～

阿部重憲

みやぎ震災復興研究センター

■頒価：600 円＋送料

■日本郵便のスマートレターで発送。
3冊で1梱包可

■送料：1 梱包あたり 210 円

■みやぎ震災研のネット注文窓口のリンク

<https://miyagishinsailabo.com/publication/#Upcoming>

みやぎ震災復興研究センター

発売中

国・県によるトップダウンの復興事業にあらがう住民・コミュニティの姿から、今後の巨大災害復興のあり方を問う。